

小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

社会福祉法人 白鳳会

小規模多機能型居宅介護一樹

1 事業者

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 事業者の名称 | 社会福祉法人 白鳳会 |
| (2) 事業者の所在地 | 奈良県生駒郡斑鳩町目安3丁目4-36 |
| (3) 事業者の法人種別 | 社会福祉法人 |
| (4) 理事長 | 田野瀬 博 |
| (5) 電話番号 | 0745-75-1212 |
| (6) F A X 番号 | 0745-75-1313 |

2 ご利用施設

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 施設の名称 | 小規模多機能型居宅介護 一樹 |
| (2) 施設の所在地 | 奈良県生駒郡斑鳩町目安3丁目4-36 |
| (3) 管理者 | 細川 清子 |
| (4) 施設の種類 | 小規模多機能型居宅介護 |
| (5) 介護保険事業所指定 | 種類：指定地域密着型サービス |
| (6) 電話番号 | 0745-74-0707 |
| (7) F A X 番号 | 0745-74-0708 |

3 ご利用施設の併設事業所

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| ① (1) 施設の種類 | ショートステイ 一樹 |
| (2) 介護保険事業所指定 | 種類：短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護 定員10人 |
| (3) 電話番号 | 0745-75-1212 |
| (4) F A X 番号 | 0745-75-1313 |
| ② (1) 施設の種類 | デイサービスセンター 一樹 |
| (2) 介護保険事業所指定 | 種類：通所介護・介護予防通所介護 定員25人 |
| (3) 電話番号 | 0745-75-1212 |
| (4) F A X 番号 | 0745-75-1313 |
| ③ (1) 施設の種類 | 特別養護老人ホーム 一樹 |
| (2) 介護保険事業所指定 | 種類：介護老人福祉施設 定員50人 |
| (3) 電話番号 | 0745-75-1212 |
| (4) F A X 番号 | 0745-75-1313 |

4 事業の目的と運営の方針

- (1) 事業の目的
要介護・要支援状態にある利用者の社会的孤立の解消及び心身の機能の維持・向上並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
また、利用者の有する能力に応じ住み慣れた地域での自立した日常生活が営めるよう『通い』・『訪問』・『泊まり』のサービスを組み合わせ支援します。
- (2) 施設運営の方針

利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、尊厳のある自立した日常生活を営むことが出来るように、『通い』『訪問』『宿泊』のサービスを柔軟に組み合わせて、最もふさわしいサービスの提供に努めます。

5 施設の概要

敷地	5331.62㎡
建物：構造	木造平屋造り（準耐火建築）
：延べ床面積	301.51㎡

主な設備

宿泊室	9室（うち3室は、畳調の和風室）
便所	4室（うち1室は、職員・ご来客用）
浴室	2室（うち1室に、リフトキャリー完備）
居間及び台所	（定員満床でも、十分な広さを確保）
消火設備等	（消防法その他の法令等に規定された設備（誘導灯・自動火災報知設備・プリンクラー設備・消火器・カーテン等の防火措置）を完備）

6 職員体制（主たる職員）及び職務内容

- (1) 管理者 1人（常勤。介護職と兼務）
事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。法令等において規定されている（介護予防）小規模多機能型居宅介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。

- (2) 介護支援専門員 1人（非常勤の場合もあります。介護職と兼務）
適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。

- (3) 看護職員 1人（非常勤の場合もあります。介護職と兼務）
利用者の健康状態を把握し、医療的ケアをします。また緊急には的確な措置・指揮命令を行います。

- (4) 介護職員 7人以上（状況により増減します。）
利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。

7 職員の勤務体制

シフト制を採用しています。

早番（7：00～16：00）

日勤（9：00～18：00）

遅番（12：00～21：00）

深夜（21：00～7：00）

8 サービスの概要

(1) 営業日、営業時間及び実施地域

営業日	365日
①通いサービス提供時間	基本時間 7時～21時まで
②宿泊サービス提供時間	基本時間 21時～7時まで
③訪問サービス提供時間	24時間
通常の事業の実施地域	斑鳩町内

(2) 登録定員及び利用定員

登録定員	29名
通いサービス 利用定員	18名
宿泊サービス 利用定員	9名

(3) 提供するサービス内容及び費用について

①（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成

- 1 サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 2 利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。
- 3 計画を作成した際には、当該（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。

②相談・援助等

利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。

③通いサービス及び宿泊サービスに関する内容

<介護サービス>

1 移動・移乗介助

介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。

2 排せつの介助

介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。

3 見守り等

利用者の安否確認等を行います。

<健康のチェック>

血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。

<機能訓練>

1 日常生活動作を通じた訓練

利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。

2 レクリエーションを通じた訓練

利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。

<入浴サービス>

入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。

<食事サービス>

1 食事の提供及び、食事の介助を行います。

2 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。

3 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。

<送迎サービス>

事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

④訪問サービスに関する内容

<身体の介護>

1 排せつ介助

排せつの介助・おむつの交換を行います。

2 食事介助

食事の介助を行います。

3 清拭等

入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。

4 体位変換

床ずれ予防のため、体位変換を行います。

<生活介助>

1 買い物

利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。

2 調理

利用者の食事の介助を行います。

3 住居の掃除

利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

4 洗濯

利用者の衣類等の洗濯を行います。

<その他>

利用者の安否確認等を行います。

9 身体拘束及び行動制限

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的

に行います。

- ①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- ②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- ③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 利用料金

(1) 介護保険対象サービス利用料

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
同一建物以外	要介護1	10,423	104,230円	10,423円	20,846円	31,269円
	要介護2	15,318	153,180円	15,318円	30,636円	45,954円
	要介護3	22,283	222,830円	22,283円	44,566円	66,849円
	要介護4	24,593	245,930円	24,593円	49,186円	73,779円
	要介護5	27,117	271,170円	27,117円	54,234円	81,351円

《介護予防小規模多機能型居宅介護費》

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
同一建物以外	要支援1	3,438	34,380円	3,438円	6,876円	10,314円
	要支援2	6,948	69,480円	6,948円	13,896円	20,844円

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
短期利用	要支援1	423	4,230円	423円	846円	1,269円
	要支援2	529	5,290円	529円	1,058円	1,587円
	要介護1	570	5,700円	570円	1,140円	1,710円
	要介護2	638	6,380円	638円	1,276円	1,914円
	要介護3	707	7,070円	707円	1,414円	2,121円

	要介護4	774	7,740円	774円	1,548円	2,322円
	要介護5	840	8,400円	840円	1,680円	2,520円

- ※ 上記料金に地域区分乗率などが加算されます。
- ※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
- ※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。
- ※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。
- ※ 通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合には、70/100に相当する単位数を算定します。

※加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	300円	30円	60円	90円	1回につき
総合マネジメント体制強化加算	1,000	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	1月につき
科学的介護推進体制加算	40	400円	40円	80円	120円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750	7,500円	750円	1,500円	2,250円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	640	6,400円	640円	1,280円	1,920円	(小規模多機能型居宅介護費を算定の場合)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350	3,500円	350円	700円	1,050円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	25	250円	25円	50円	75円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	21	210円	21円	42円	63円	(短期利用
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	12	120円	12円	24円	36円	居宅介護費を算定の場合)
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 17/1000	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数)

						※介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算を除く。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 15/1000	左記の単位数×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員処遇改善加算を除く。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 12/1000					
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 102/1000	左記の単位数×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算を除く。
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 74/1000					
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 41/1000					

※初期加算は、当事業所に登録した日から30日以内の期間について算定します。

【市町村の窓口】

斑鳩町役場 健康福祉部 介護高齢福祉課

所在地 斑鳩町法隆寺西3-7-12

電話番号0745-74-1001 FAX 0745-74-1011

受付時間 平日 9:00~17:15(月~金曜日)

1.2 協力医療機関

- (1) 医療機関の名称 恵王病院
所在地 北葛城郡王寺町王寺2-10-18
電話番号 0745-72-3101
- (2) 医療機関の名称 はえの医院
医名 波江野 善昭
所在地 奈良県北葛城郡河合町星和台2-1-13
電話番号 0745-34-0067
- (3) 医療機関の名称 勝井整形外科
医名 勝井 建彦
所在地 奈良県生駒郡斑鳩町龍田西4-7-2
電話番号 0745-75-3855

1.3 協力歯科医療機関

- (1) 名称 なかにし歯科医院
医名 和田 佐知子
所在地 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺2-9-2
電話番号 0745-74-3338

1.4 緊急時等の対応方法

サービス提供中に事故や体調の急変等が生じた場合は、緊急時連絡体制に基づき、各職種間で連携を図りながら、嘱託医、協力医療機関へ速やかに連絡し対応いたします。

1.5 事故発生時の対応方法について

- ①事業所は、利用者がサービスの利用中に事故が発生した場合、指定された緊急連絡先に事故発生時の経過及び状況説明を行い、直ちに適切な対応を講じます。
- ②事業所は、速やかに市町村に連絡し、その状況等を記録します。
- ③事業所は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
-------	----------------

保険名	超ビジネス保険（事業活動包括保険）
-----	-------------------

1.6 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

1.7 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	開所初年度のためなし
【実施した直近の年月日】	開所初年度のためなし
【第三者評価機関名】	開所初年度のためなし
【評価結果の開示状況】	開所初年度のためなし

1.8 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、ホームページにて公開しています。

1.9 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従事者」という）はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密は従事者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者である期間及び従事者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際しては複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

18 非常災害時の対策

- ①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：細川 清子

- ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を併設施設特別養護老人ホームと合同で行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 5月・ 11月）

19 当施設ご利用の際に留意いただく事項

【嘱託医師以外の医療機関への受診】

- ・医療を必要とする場合は、入居者様の希望により、協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。診療等に要する費用は、本人負担となります。

【居室・設備・器具の利用】

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入居者様に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・入居者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場

合には、入居者様の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

【喫煙】

- ・施設内は禁煙です。

【迷惑行為等】

- ・騒音等他の入居者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者様の居室等に立ち入らないようにしてください。

【所持品の管理】

- ・預かり金取扱規程により事務所において保管、管理いたします。

【現金等の管理】

- ・預かり金取扱規程により事務所において保管、管理いたします。

【宗教活動・政治活動】

- ・施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

付則

この重要事項説明書は、令和5年4月1日より施行する。

私は、介護老人福祉施設入居者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日
説明者 小規模多機能型事業所一樹
管理者 細川 清子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

同意日 令和 年 月 日

◆入居者

住所

氏名 印

◆代筆者

住所

氏名 印

◆入居者の身元引受人

住所

氏名 印

事業者

住所 奈良県生駒郡斑鳩町目安3丁目4-36

事業者名 社会福祉法人 白鳳会

代表者名 理事長 田野瀬 博 印